

発議第 11 号

普通交付税未算入に係る問題により町民に不信感を与えたことによる
戸田善規多可町長に対する問責決議

上記の議案を、多可町議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）第 13 条第 3
項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 29 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 山 口 邦 政

普通交付税未算入に係る問題により町民に不信感を与えたことによる 戸田善規多可町長に対する問責決議

第79回多可町議会定例会の決算審査において、「平成27年度及び28年度普通交付税の事業費補正にかかる基礎数値の報告が、平成11年度以前の2件の下水道関係の許可債の元利償還金が未算入となっており、その合計金額が2億6,706万4,000円となる」ことが報告され、「算入漏れ分については平成30年度に実施される交付税検査で地方交付税法第19条により錯誤措置し平成31年度には交付される見込みである」との報告を受けました。

「これにより実質公債費比率が平成27年度では14.7%であるべきものが決算数値では15.3%に、平成28年度では15.3%であるべきものが16.5%になっている」との報告も受けました。

交付税の基礎数値の申告漏れについて、担当課長は平成28年7月時点で把握していたにもかかわらず上司への報告をせず、町長は1年後の平成29年8月に報告を受け事実確認をしたとのことでした。

多額の交付税未算入がありながら町長への報告漏れは、多可町職員服務規程の第12条「職員は、職務遂行に関して事故を起こしたときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない」に違反しており、報告が遅れたことにより町長及び議会の適正な政策判断ができなかった可能性がある。この問題は後年度に交付税算入されるので問題がないということで済まされるものではない。

今回の普通交付税未算入問題は職員の意識の低下を象徴するものであり、組織構造に根本的な原因があり、ひとつの部署だけの問題ではないと考える。それゆえ、町の組織全体の体質を改善し、組織力の強化・向上をはからない限り、同様の問題が再度起こることを危惧する。

このような事態をまねいた要因は、職員の問題意識の甘さだけでなく、町政運営の中で町長の職員管理が十分できていなかったことが大きいと考える。

さらに、今回の問題が町民の皆様は町政に対して大きな不信感を抱かせた責任は非常に重大である。

よって、本町議会は、戸田町長がこの様な問題が起きた原因の徹底究明を行い、管理体制の強化と組織を上げて同様な事案の再発防止に努めるように求めるとともに、町政の最高責任者として自らを律する処分を講ずるよう強く求める。

以上、決議する。

平成29年9月29日

多可町議会